

大河原町定額減税不足額給付金について

※このチラシを必ず読んだ上で、同封物を確認してください。

不足額給付金とは令和6年度に支給した調整給付金の計算の際に、令和5年分の所得等を基にした推計額（令和6年分推計所得税額）を用いて算定したことにより、結果として支給額に不足が生じたかたなどに対して、不足する額を支給するものです。

不足額給付金の対象となるかたに通知しています。

お手元に届いた通知が「不足額給付金支給のお知らせ」または「不足額給付金支給確認書」のどちらかご確認の上、それぞれに該当する案内をお読みください。

●届いた通知内容に間違いがある場合

- ・根拠資料を添付した上で、金額を二重線で訂正し提出してください。

※意図的に虚偽の確認をした場合は返還を求めるほか、非課税世帯などその他給付金の対象者とならない可能性がありますので、ご注意ください。

●オンライン申請が便利で簡単です

不足額給付金に関する手続きについて、オンラインで申請ができます。

郵送などによる確認書の提出や、書類のコピーといった手続きが省かれますので、詳細は別紙のチラシをご覧ください。

①【不足額給付金支給のお知らせ】が届いたかた

◎記載内容に変更がなければ、手続きは不要です。

→町から通知している口座に、記載されている支給額で振り込みます。

※次に該当する場合は必要書類をお送りしますので下記問合せ先までご連絡ください。

・本給付金の支給を辞退する場合

→「不足額給付金受給辞退の届出書」の提出が必要です。

・記載のある振込先の口座を変更する場合

→「不足額給付金支給口座登録等の届出書」の提出が必要です。

・支給額など、計算の結果に重大な相違がある場合

→「不足額給付金支給申請書」の提出が必要です。

以上の手続きはオンラインで申請することができます。

書類の提出期限や申請期限は令和7年9月30日（火）までとなっていますので、速やかに手続きしてください。

問合せ 大河原町税務課 課税係 電話 0224-53-2113

②【不足額給付金支給確認書】が届いたかた

◎支給確認書の提出は必須です。

**提出期限は令和7年10月31日（金）です。
期限を待たずに速やかに手続きしてください。**

必要な書類を確認し、揃えて提出してください。（□に☑をつけると確認に便利です）

①支給確認書に口座の記載がある場合

☐ 確認書に記載されている確認事項に同意し、氏名、確認日、電話番号を署名する。

☐ 本人確認書類（運転免許証やマイナンバーカードの写しを確認書に貼付）

☐ **記載のある口座を変更する場合**は、支給確認書に変更後の口座を確認できる書類（通帳やキャッシュカード）の写しを確認書に貼付

（□代理人が手続きする場合のみ）・・・確認書に代理人の氏名、生年月日、住所、本人との関係を記入する。

（□代理人が確認書を提出する場合のみ）・・・代理人の本人確認書類

（□代理人が給付金を受給する場合のみ）・・・代理人の口座確認書類

②支給確認書に口座の記載がない場合

☐ 確認書に記載されている確認事項に同意し、氏名、確認日、電話番号を署名する。

☐ 本人確認書類（運転免許証やマイナンバーカードの写しを確認書に貼付）

☐ 支給確認書に口座を確認できる書類（通帳やキャッシュカード）の写しを確認書に貼付

（□代理人が手続きする場合のみ）・・・確認書に代理人の氏名、生年月日、住所、本人との関係を記入する。

（□代理人が確認書を提出する場合のみ）・・・代理人の本人確認書類

（□代理人が給付金を受給する場合のみ）・・・代理人の口座確認書類

③その他手続きについて

※次に該当する場合は必要書類をお送りしますので下記問合せ先までご連絡ください。

・本給付金の支給を辞退する場合

→「不足額給付金受給辞退の届出書」の提出が必要です。

・記載のある振込先の口座を変更する場合

→「不足額給付金支給口座登録等の届出書」の提出が必要です。

・支給額など、計算の結果に重大な相違がある場合

→「不足額給付金支給申請書」の提出が必要です。

以上の手続きはオンラインで申請することができます。

書類の提出期限や申請期限は令和7年9月30日（火）までとなっていますので、速やかに手続きしてください。